

死亡災害発生状況報告（7-2 確報）

発生日時	令和7年7月15日（火）14時00分頃			天候	晴れ			
港名	玉島港	業種区分	港湾荷役業					
事業場名	-			規模	74人			
事業場所在地	岡山県倉敷市							
発生場所	玉島港4号岸壁 着岸本船内							
被災者氏名	-		性別	男	年齢	73歳	経験年数	37年
被災の程度	死亡		職種	船内荷役作業主任者		雇用形態	日雇	
作業の名称	フレコンバック荷揚げ作業	作業種類	船内荷役業					
事故の型	激突され（6）		起因物	移動式クレーン（212）				
使用機械等	クローラークレーン		船型	在来船				
発生状況	<p>1 被災当日、午前8時30分からブリケット（圧縮燃料、フレコンバッグ（約1.2t/バッグ）に入っている）の本船水切り作業を開始した。</p> <p>2 当該作業には、クローラークレーン1台（運転者1名）が用いられ、船内側に、被災者（船内荷役作業主任者・合図者・玉掛補助業務）及び玉掛者2名の計3名（写真1参照）、沿岸側に、玉掛者1名、合計5名が配置された。</p> <p>3 船内においては、クローラークレーンから吊り下げられた専用吊り具に、フレコンバッグ3～4バッグを玉掛けする作業を繰り返し行っていた。</p> <p>4 災害発生直前、被災者は、吊り荷に対し本船トモ側に、玉掛者2名（玉掛者①・玉掛者②）は、吊り荷に対し本船オモテ側の位置にいた。被災者がフレコンバッグAを、玉掛者①及び②は、フレコンバッグBとCを専用吊り具に玉掛けした。なお、被災者が玉掛けをしたフレコンバッグAの上部は船側の凹み（コーミング）に入り込んでいた。</p> <p>5 被災者が地切りに続き、巻き上げの合図を無線により、クローラークレーン運転者にしたことを受けて、運転者が吊り荷のフレコンバッグを巻き上げた。その後、被災者は船倉のフレコンバッグの隙間に約1m落下し、頭部から血を流している状態で発見された。</p> <p>6 その後、被災者は、救急車により搬送されるも、午後3時25分に死亡が確認された。</p>							
考えられる原因	<p>被災の状況を目撃した者はいないが、クローラークレーン運転者が被災者の合図で地切りをし、次の合図で巻き上げた際に、フレコンバッグB、CがフレコンバッグA及び被災者に向かって振れて、そのはずみでフレコンバッグBまたはCが被災者に激突し、被災者が船壁とフレコンバッグBまたはCとの間に挟まれたものと推定される。</p> <p>フレコンバッグB、Cが振れた原因は不明であるが、吊り具が3つのフレコンバッグのうち、A寄りに位置していた可能性が考えられる。</p> <p>なお、検死の結果、死因は頭蓋骨骨折裂傷であった。</p> <p>1 荷の振れを防止又は抑制するための措置が十分に講じられていなかったこと。</p> <p>2 退避措置を講じるにあたり、作業現場・内容に応じて、安全な退避距離を設定していなかったこと。</p> <p>3 荷の回転や振れによる危険が及ぶ範囲に被災者がいたことから、作業者に対する教育が作業者の安全な行動に結びついていなかったこと。</p>							

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">考えられる対策</p>	<p>1 荷の振れを防止又は抑制するため、吊具に玉掛けする際の荷の重心位置の確認、地切りなどの基本手順を作業者に履行させるとともに、安全な作業のためにクレーン等のオペレーターとの意思疎通が的確に図られるようにすること。</p> <p>本件事業場においては、玉掛けの基本手順の徹底を図るとともに、吊り荷の巻き上げ合図方法について見直しを行った。</p> <p>2 安全な退避距離について、明確、かつ、分かりやすい方法で定めるなどにより、その履行が確保されるようにすること。</p> <p>本件事業場では、事故事例研究会にて協議のうえ、吊り荷から3名（フレコンバッグ3個分）を安全な退避距離と定め、安全作業手順書の見直しを行った。</p> <p>3 上記1及び2に関して、関係作業者の安全な行動に結びつくよう教育等の措置を講ずること。</p> <p>本件事業場においては、関係作業者に上記1及び2に関する教育を行ったほか、これら動作を確実にしているかについて、店社安全管理者等による随時の確認をすることとしたほか、店社パトロール時においても、安全作業手順書の履行確認及び安全作業の確認することとした。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係条文</p>	<p>◎ 労働安全衛生規則 (船内荷役作業主任者の職務)</p> <p>第451条 事業者は、船内荷役作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 二 通行設備、荷役機械、保護具並びに器具及び工具を点検整備し、これらの使用状況を監視すること。 三 周辺の作業者との連絡調整を行なうこと。 <p>◎ クレーン等安全規則 (運転の合図)</p> <p>第71条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。</p> <p>3 第1項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。</p> <p>(立入禁止)</p> <p>第74条の2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。 二 つりクランプ一個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。 三 ワイヤロープ等を用いて一箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。）。 四 複数の荷が一度につり上げられている場合であつて、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。 五 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。 六 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

◎ 港灣貨物運送事業労働災害防止規程

(作業計画)

第29条 会員は、船内荷役作業を行うときは、あらかじめ、当該作業の行われる船舶等の構造、作業場所及び設備の状況並びに荷役される荷の種類、形状、荷姿等の条件に対応し、安全な作業を行うための作業計画を定め、かつ、当該作業計画に従って作業を行わなければならない。

(船内荷役作業主任者)

第30条 会員は、船内荷役作業を行うときは、船内荷役作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業を開始する前に、作業場所の環境及び荷の状況を点検し、前条の作業計画に基づき具体的な作業方法を定め、荷役機械の運転場所及び運行の範囲、作業員の通行設備を指定すること。
- 二 関係作業員に対し、作業手順、作業の合図方法、非常の場合における退避場所及び退避方法、相互の連絡方法等安全に作業を行うための必要事項について周知し、直接作業の指揮を行うこと。
- 三 通行設備、作業場所、荷役機械、作業用具、保護具等を点検整備し、作業中これらの使用状況を監視すること。
- 四 安全作業を確保するため選任された他の作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、各荷役機械の運転責任者、作業の合図を行う者等との業務の調整を行い、作業の指揮系統を明確に定め関係作業員に周知すること。
- 五 同一の場所又は接近した場所において、他の事業者の作業が行われるときは、安全な作業を行うために連絡調整を行うこと。

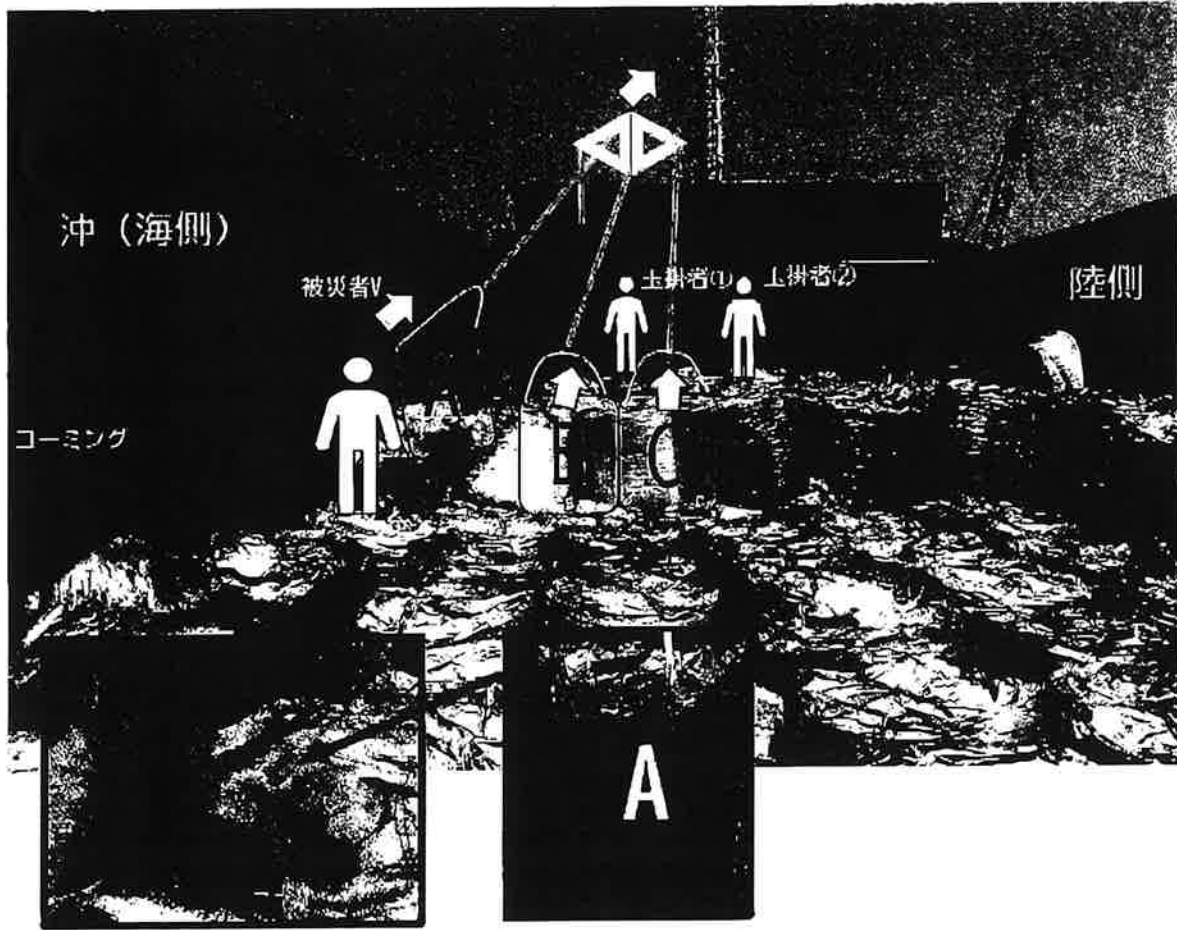
(通行及び立入りの禁止)

第69条 会員は、クレーン等を用いて作業を行うときには、次に掲げる場所に作業員を通行させ、又は立ち入らせてはならない。

- 一 クレーン等の下
- 二 つり荷を移動させる方向
- 三 巻き上げ用、横行用又は起伏用のワイヤロープの内角側
- 四 つり荷の下
- 五 船舶の揺れ、傾き等により、つり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所

災害発生現場の状況

説明写真1



説明写真2

